平成26年 第1回沼田町議会定例会(2日目) 会議録

平成 2 6 年 3 月 1 7 日 (月) 午後 3 時 2 8 分 開 会

1. 出席議員

議 長 杉 邦 雄 議員 1番 Ш 均 議員 9番 本 津 2番 上 敏 議員 3番 高 勲 議員 野 夫 田 4番 久 保 元 宏 議員 5番 長 原 誠 議員 6番 範 之 7番 絵 内 己 鵜 野 議員 勝 議員 8番 中 村 保 夫 議員 10番 渡 辺 敏 議員 昭

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 平 嘉 則 監査委員 保 金 君 金 子 幸 君 暮 男 弘 教育委員長 日 茂 君 農業委員会長 出 禎 君 Ш
- 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 神 憲彦 君 総務課長 辻 広 治 君 政策推進室長 横 Щ 茂 君 財政課長 辻 山 典 哉 君 農業振興課長 栗 中 弘 君 商工観光課長 菅 秀 史 君 原 住民生活課長 勲 君 建設課長 中 野 栄 治 君 谷 П 保健福祉課長 吉 憲 君 和風園園長 英 則 君 \mathbb{H} 司 橋 三 旭寿園園長 浦 剛 君

- 5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員 教育長 生 沼 篤 司 君 次 長 篠 原 毅 君
- 6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名 事務局長 浅野信行君 書 記 吉田正晴君

7. 付議案件は次のとおり

· 11 htt/K11100	
(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第15号	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部
	を改正する条例について
議案第16号	沼田町在宅介護サービス利用奨励手当支給条例の一部を改正する
	条例について
議案第17号	沼田町水洗便所改造等資金貸付条例を廃止する条例について
議案第19号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第20号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第21号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
議案第23号	平成26年度沼田町一般会計予算について
議案第24号	平成26年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
議案第25号	平成26年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
議案第26号	平成26年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算について
議案第27号	平成26年度沼田町介護保険特別会計予算について
議案第28号	平成26年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
議案第29号	平成26年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第30号	平成26年度沼田町公共下水道特別会計予算について
議案第31号	平成26年度沼田町水道事業会計予算について
議案第13号	沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第14号	沼田町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第18号	沼田町簡易給水条例を廃止する条例について
議案第22号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
同意第 1 号	公平委員会委員の選任について
	(追加)
議案第32号	沼田町課設置条例の一部を改正する条例について
議案第33号	平成25年度沼田町一般会計補正予算について
陳情第 1 号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公
	務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書提
	出に関する陳情について

(追加)

意見案第1号

発議第 1 号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公 務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(案) について

> 閉会中の所管事務調査の申し出について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長) 只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長(杉本邦雄議長)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、津川議員、2番、上野議員を指名致します。

(予算等審查特別委員会審查報告)

○議長(杉本邦雄議長)日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長(津川 均委員長)それでは、私の方から報告をさせていただきます。予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規程により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長(杉本邦雄議長)委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例改正及び廃止6件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑・討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。それではこれより、議案第15号、 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例に ついてから、議案第31号、平成26年度沼田町水道事業会計予算についてまでの 15件を一括して採決致したいと思います。

お諮り致します。議案第15号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに 関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第31号、平成26年度沼田 町水道事業会計予算についてまでの15件は原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一般議案)

○議長(杉本邦雄議長)日程第3。議案第13号。沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。 ○総務課長(辻広治総務課長)議案第13号。沼田町個人情報保護条例の一部を改

〇総務課長(近広宿総務課長) 議条第13号。沿田町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を提出する。 平成26年3月10日提出。沼田町長名でございます。

沼田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。沼田町個人情報保護条例(平成 13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

ここで、条文の朗読につきましては省略させていただきまして、提案の理由を説明させていただきます。

現在、沼田町には個人情報の保護に関する条例について、沼田町電子計算機処理に関する個人情報の保護に関する条例と、それから沼田町個人情報保護条例の2つの条例がございます。沼田町電子計算機処理に関する個人情報の保護に関する条例につきましては、沼田町が平成9年から事務の電子化を導入した際に、電算で取り扱う個人の情報保護を適正に行う為に制定をされたものでございます。また、沼田町個人情報保護条例は平成13年に開かれた町政の発展を目指してということで、沼田町情報公開条例が制定をされております。その際にこの条例に基づく、個人の情報の適切な取り扱いを確保する処置として、本条例が定められたものでございます。

この2つの条例におきまして、適正に取扱いを必要とする個人の情報、またその取扱いについて定める事項が重複する事項が多々ありますことから、今回、沼田町個人情報保護条例に沼田町の電子機器処理の個人情報の保護に必要な条文を加え、また併せまして関係する法律等の文言の整理を行い、一元化をする為に今回改正をするものでございます。なお、このことによりまして、改正後につきましては付則の方でうたっておりますが、沼田町電子計算機処理に関する個人情報の保護に関する条例につきましては廃止をしたいということでございますので、ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第4。議案第14号。沼田町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(谷口勲住民生活課長)議案第14号。沼田町手数料条例の一部を改正する条例について。沼田町手数料条例の一部を改正する条例を提出する。平成26年3月10日提出。町長名でございます。

沼田町手数料条例の一部を改正する条例。沼田町手数料条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

以降、朗読を省略いたします。戸籍法及び政令の改正に伴います、戸籍に関する事務手数料の文言の整理を行うものでございます。戸籍法10条2項による、第3者による謄本の証明書の交付請求、12条2項の規定による除籍に関する謄本等の証明書の交付請求、126条の規定によります、学術研究等のための情報提供による交付請求についての記述を追加するものでございます。

以上、説明申し上げました。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第5。議案第18号。沼田町簡易給水条例を廃止する

条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(中野栄治建設課長)議案第18号。沼田町簡易給水条例を廃止する条例について。沼田町簡易給水条例を廃止する条例を提出する。平成26年3月10日提出。町長名でございます。

沼田町簡易給水条例を廃止する条例。沼田町簡易給水条例(平成9年条例第21号)は廃止する。付則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

本条例ですが、この条例につきましては平成9年に中島地区の飲料水供給施設を簡易給水として行う際に設定されたものでございます。これにつきましては、起債につきましては平成21年度で償還完了をしておりまして、昨年度で農水省の省令によります処分制限期間も経過したため廃止するものでございます。

今後につきましては、廃止と同時に水道事業条例でカバーすることとなるもので ございます。

以上ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

- ○議長(杉本邦雄議長)日程第6。議案第22号。北海道市町村職員退職手当組合 規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(辻広治総務課長)議案第22号。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成26年3月10日提出。沼田町長名でございます。

この規約の変更につきましては、今回北海道市町村職員退職手当組合の組織団体でありました、上川中部消防組合とそれから伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日で解散、脱退となることから、規約の変更が必要ということで提案をす

るものでございます。

宜しくご審議の程、お願いを致します。

○議長(杉本邦雄議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第22号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
- ○議長(杉本邦雄議長)日程第7。同意第1号。公平委員会委員の選任についてを 議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(金平嘉則町長)同意第1号。公平委員会委員の選任につき、議会の同意を求めることについて、現公平委員会委員であります田島博幸氏の任期が平成26年3月26日を以って任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

記と致しまして、選任する方は沼田町字沼田111番地の6、氏名、田島博幸氏、 生年月日、昭和26年1月10日生でございます。現在、田島氏におきましては2 期目の公平委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格共に正に適して いますので、再任としてご提案を申し上げます。平成26年3月10日提出、沼田 町長名でございます。

宜しくお願い申し上げます。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。 本案は人事案件でありますので、討論を省略致したいと思います。これにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、討論は省略することに決

しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のと おり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意 することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

15時45分 休憩

15時46分 再開

(日程の追加)

○議長(杉本邦雄議長)再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。 只今、町長より条例改正1件、補正予算1件、議運より陳情1件が追加案件として 提出がありました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第32号、 沼田町課設置条例の一部を改正する条例について。日程第9、議案第33号、平成 25年度沼田町一般会計補正予算について。日程第10、陳情第1号、住民の安全・ 安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・ 業務委託化」に反対する意見書提出に関する陳情について。以上3件、日程に追加 することに決しました。

(追加議案)

- ○議長(杉本邦雄議長)日程第8。議案第32号。沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(辻広治総務課長)議案第32号。沼田町課設置条例の一部を改正する条例について。沼田町課設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成26年3月17日提出。沼田町長名でございます。

沼田町課設置条例の一部を改正する条例。沼田町課設置条例(平成11年条例第7号)の一部を次のように改正する。改正条文の朗読を省略させていただきまして、提案の理由を説明させていただきます。

今後、沼田町の大きな課題に対して、機能的で効率的な行政執行体制により取り組むことが必要であるということから、機構の一部を見直しを行い、平成26年4月1日より現状の1室7課体制を1室5課体制にするため、沼田町の課設置条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

内容と致しましては、統合となる課につきましては、現在の財政課とそれから商工観光課の2課であります。財政課の財務グループが行っている事務、財政及び管財等の関係なんですが、これにつきましては、総務課の方に移行し、総務課を総務財政課に変更。また、財政課の税務グループの事務につきましては住民生活課の方に移行となります。

それから、商工観光課の商工観光グループの主立った事務につきましては、農業 振興課に移行し、農業振興課を農業商工課と名称の変更をするものでございます。

以上説明をさせていただきました。宜しくご審議の程、お願いを致します。

○議長(杉本邦雄議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第9。議案第33号。平成25年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(辻山典哉財政課長)議案第33号。平成25年度沼田町一般会計補正予算について。平成25年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成26年3月17日提出、町長名であります。

別冊の一般会計補正予算第11号1頁をお開き願いたいと思います。

平成25年度沼田町一般会計補正予算第11号。平成25年度沼田町の一般会計の補正予算第11号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53億7,081万4千円と定める。2項省略を致します。平成26年3月17日提出、町長名であります。

一番後ろの頁、6頁になりますが、そちらをお開き願いたいと思います。 本補正予算につきましては、課設置条例の改正に伴いまして、庁舎内案内 表示の取替、電話等接続などの改修に加えまして、一部書棚、事務机が必要 になることによる追加補正でございまして、4月1日からの運用であることから急施案件として、提出させていただいたものでございます。

なお、地方交付税を増額を致しまして財源としたものでございます。

以上申し上げまして提案理由と致します。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(陳情の審議)

○議長(杉本邦雄議長)日程第10、陳情第1号、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書提出に関する陳情についてを議題と致します。お諮り致します。本陳情につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本陳情案は委員会付託を 省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。陳情第1号 は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択すべき ものと決しました。

(日程の追加)

○議長(杉本邦雄議長)議事日程の追加についてお諮り致します。只今、発議1件、 意見案1件、その他2件が追加案件として提出がありました。この際、これを日程 に追加致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって日程第11、発議第1号、 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第12、意見案第1号、 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立 行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(案)について。日程第13、閉会中 の所管事務調査の申し出について。日程第14、議員の派遣について。以上4件、 日程に追加することに決しました。

(発議の審議)

○議長(杉本邦雄議長)日程第11、発議第1号、沼田町議会委員会条例の一部を 改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところで すが、この際説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認め、説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(意見案の審議)

○議長(杉本邦雄議長)日程第12。意見案第1号。住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書(案)についてを議題と致します。ここで、提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略する事

に決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め討論を終結致します。お諮り致します。 本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり関係 機関に提出することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出について)

○議長(杉本邦雄議長)日程第13。閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し、許可することにご異議ありませか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(議員の派遣について)

○議長(杉本邦雄議長)日程第14。議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は、記載のとおり平成26年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長)以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。 これにて平成26年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

15時57分 閉会